別表第二の八の項を削り、同表九の項中「第９条第１項第５号」を「第９条第１項第４号」に改め、同項を同表八の項とし、同表十の項中「第９条第１項第６号」を「第９条第１項第５号」に改め、同項を同表九の項とし、同表中十一の項から十五の項までを一項ずつ繰り上げる。

様式第二の注１中「、「第９条第１項第４号」」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、電気通信番号規則第二十条の改正規定は、平成二十六年十月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に指定されているこの省令による改正前の電気通信番号規則第九条第一項第四号に規定する電気通信番号については、この省令による改正後の電気通信番号規則第九条第一項第三号に規定する電気通信番号として指定されたものとみなす。

２　この省令による改正後の電気通信番号規則第二十条の規定は、この省令の施行の際現に新規の契約の締結を停止し、又は停止する旨が明らかにされている電気通信役務について、利用者がその提供を受けるために電気通信事業者を変更する場合については、適用しない。

（電気通信事業報告規則の一部改正）

第三条　電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

様式第二十八第二表の注１中「第６号まで」を「第５号まで」に改め、同表の注２中「（電気通信番号規則第９条第１項第３号に規定する電気通信番号）、「070」（電気通信番号規則第９条第１項第４号に規定する電気通信番号）」を削る。

様式第二十九の表の六の項を削り、同表の七の項中「第９条第１項第５号」を「第９条第１項第４号」に改め、同項を同表の六の項とし、同表の八の項中「第９条第１項第６号」を「第９条第１項第５号」に改め、同項を同表の七の項とし、同表中九の項を八の項とし、十の項を九の項とし、十一の項を十の項とする。

（基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部改正）

第四条　基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表第十一の六の項を削り、同表の七の項中「第９条第１項第５号」を「第９条第１項第４号」に改め、同項を同表の六の項とし、同表の八の項中「第９条第１項第６号」を「第９条第１項第５号」に改め、同項を同表の七の項とし、同表中九の項を八の項とし、十の項を九の項とし、十一の項を十の項とし、同表の注２中「11の項」を「10の項」に改める。